

# びゅ～む通信

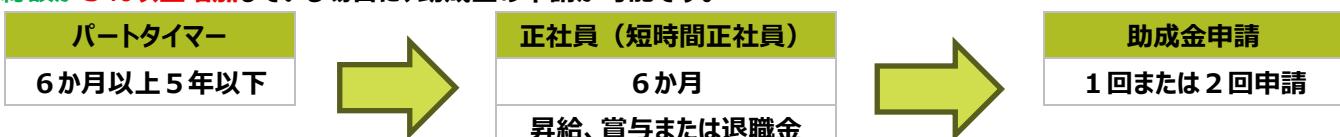
## 助成金活用で、辞めない職場作りを！

～人材不足が深刻化する中、優秀なパートタイマーの流出を防ぐには？～

☞ サービス業の優秀な人材流出防止対策に活用できる助成金  
「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」をご紹介します。

### ■助成金の概要

パートタイマーを正社員または短時間正社員に転換し、その後6か月以上継続雇用したうえで、転換前の6か月間と比較して賃金総額が3%以上増加している場合に、助成金の申請が可能です。



※2回申請できるのは重点支援対象者

また、正社員の待遇として昇給、賞与または退職金が必要になります。短時間正社員は、正社員より勤務時間が短い以外、正社員と同等の待遇で雇用されていることが助成金の申請条件になり、助成金額は正社員と同額です。

以下の表の通り、対象となるパートタイマーの勤続年数と正社員期間の有無で助成金額は異なります。

パートタイマー	有期雇用労働者	無期雇用労働者 (通算5年超の有期雇用労働者)
重点支援対象者	40万円×2回	20万円×2回
上記以外	40万円×1回	20万円×1回

※上記助成金額は「中小企業」の場合

※重点支援対象者とは (a,b,c のいずれか) →a)雇入れから3年以上の有期雇用労働者  
b)雇入れから3年未満で①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下  
且つ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない  
c)派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

### ■加算助成金 1企業につき1回申請可

- ①初めて正社員転換をしたときは、20万円の加算があります。
- ②初めて短時間正社員転換をしたときは、40万円の加算があります。

### ■注意点

- ①助成金の申請条件に合致する就業規則を整備することが必要です。
- ②正社員に転換する前に、計画書を労働局に提出することが必要です。

### ■助成金申請はびゅ～むにご相談ください！

助成金の申請にあたり、貴社の状況に応じた就業規則等導入のお手伝いいたしますので、お気軽にお問い合わせください。



サービス業は人の定着が顧客満足に直結します。キャリアアップ助成金（正社員化コース）はとても相性が良い助成金です！  
▶次号は、年始がベストタイミング！「就業規則見直しのポイント」について。